

第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、「決定書」と読み替えるものとする。

第一項の規定による第四十八条の七第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが第七條第二項ただし書（第八條の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する第七條第二項（第八條の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）又は第八條の二第三項の規定による命令は、第七條第二項ただし書の規定にかかわらず、当該取消しの決定の日から二年間においても、することが出来る。

前項の規定は、第七條の二第二項（同条第二項及び第八條の三において読み替へて準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による命令について準用する。この場合において、前項中「第七條第二項ただし書（第八條の二第二項及び第二十条第二項において）」とあるのは、「第七條の二第二十七項（第八條の三及び第二十条の七において読み替へて）」と、「第七條第二項ただし書」とあるのは、「第七條の二第二十七項」と読み替へるものとする。

第五十一條第一項中「以下」の下に「この節において」を加える。
第六十五條第一項中「及び競争回復措置命令」を、「競争回復措置命令、第四十八條の三第三項の認定及び第四十八條の七第三項の認定」に改める。
第六十八條に第一項及び第二項として次の二項を加える。

公正取引委員会は、第四十八條の三第三項の認定をした後においても、特に必要があるときは、第四十七條の規定により、第四十八條の五第一項各号のいずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

公正取引委員会は、第四十八條の七第三項の認定をした後においても、特に必要があるときは、第四十七條の規定により、第四十八條の九第一項各号のいずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

第七十條の十一及び第七十條の十二中「決定」を「認定、決定」に改める。
第七十六條第二項中「及び競争回復措置命令」を、「認定、決定」に改める。
第七十六條第二項中「及び競争回復措置命令」を、「競争回復措置命令、第四十八條の三第三項の認定及び第四十八條の七第三項の認定」に改める。
（特許法の一部改正）

第二條 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
第三十條第一項及び第二項中「六月」を「一年」に、「同条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改める。

第三十八條の四第三項中「この条」の下に「及び第六十七條第三項第六号」を加える。
第四十八條中「第三百三十九條第一号から第五号まで及び第七号」を「第三百三十九條（第六号及び第七号を除く。）」に改め、「審査官」の下に「ついで」を加える。

第六十七條第二項中「特許権の存続期間」を「第一項に規定する存続期間（第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの。第六十七條の五第三項ただし書、第六十八條の二及び第六十七條第一項において同じ。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する存続期間は、特許権の設定の登録が特許出願の日から起算して五年を経過した日又は出願審査の請求があつた日から起算して三年を経過した日のいずれか遅い日（以下「基準日」という。）以後にされたときは、延長登録の出願により延長することができる。

3 前項の規定により延長することができ、延長登録の出願の日から特許権の設定の登録の日までの期間に相当する期間から、次の各号に掲げる期間を合算した期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を合算した期間を除いた期間）に相当する期間を控除した期間（以下「延長可能期間」という。）を超えない範囲内の期間とする。

一 その特許出願に係るこの法律（第三十九條第六項及び第五十條を除く。）、実用新案法若しくは工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）又はこれらの法律に基づく命令の規定による通知又は命令（特許庁長官又は審査官が行うものに限る。）があつた場合において当該通知又は命令を受けた場合に執行すべき手続が執行されたときにおける当該通知又は命令があつた日から当該執行すべき手続が執行された日までの期間

二 その特許出願に係るこの法律又はこの法律に基づく命令（次号、第五号及び第十号において「特許法令」という。）の規定による手続を執行すべき期間の延長があつた場合における当該手続を執行すべき期間が経過した日から当該手続をした日までの期間

三 その特許出願に係る特許法令の規定による手続であつて当該手続を執行すべき期間の定めがあるものについて特許法令の規定により出願人が当該手続を執行すべき期間の経過後であつても当該手続を執行することができる場合において当該手続をしたときにおける当該手続を執行すべき期間が経過した日から当該手続をした日までの期間

四 その特許出願に係るこの法律若しくは工業所有権に関する手続の特例に関する法律又はこれらの法律に基づく命令（第八号及び第九号において「特許法関係法令」という。）の規定による処分又は通知について出願人の申出その他の行為により当該処分又は通知を保留した場合における当該申出その他の行為があつた日から当該処分又は通知を保留する理由がなくなつた日までの期間

五 その特許出願に係る特許法令の規定による特許料又は手数料の納付について当該特許料又は手数料の軽減若しくは免除又は納付の猶予の決定があつた場合における当該軽減若しくは免除又は納付の猶予に係る申請があつた日から当該決定があつた日までの期間

六 その特許出願に係る第三十八條の四第七項の規定による明細書等補完書の取下げがあつた場合における当該明細書等補完書が同条第三項の規定により提出された日から同条第七項の規定により当該明細書等補完書が取り下げられた日までの期間

七 その特許出願に係る拒絶査定不服審判の請求があつた場合における次のイからハまでに掲げる区分に応じて当該イからハまでに定める期間

イ 第五十九條第三項（第七十四條第二項において準用する場合を含む。）において準用する第五十一條の規定による特許をすべき旨の審決があつた場合、拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があつた日から当該審決の謄本の送達があつた日までの期間

ロ 第六十條第一項（第六十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による更に審査に付すべき旨の審決があつた場合、拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があつた日から当該審決の謄本の送達があつた日までの期間

ハ 第六十三條第三項において準用する第五十一條の規定による特許をすべき旨の査定があつた場合、拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があつた日から当該特許をすべき旨の査定の謄本の送達があつた日までの期間

八 その特許出願に係る特許法関係法令の規定による処分について行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による審査請求に対する裁決が確定した場合における当該審査請求の日から当該裁決の謄本の送達があつた日までの期間

九 その特許出願に係る特許法関係法令の規定による処分について行政事件訴訟法（昭和二十七年法律第三十九号）の規定による訴えの判決が確定した場合における当該訴えの提起の日から当該訴えの判決が確定した日までの期間

十 その特許出願に係る特許法令の規定による手続が中断し、又は中止した場合における当該手続が中断し、又は中止した期間

第六十七條の四を削る。
第六十七條の三第一項中「特許権の存続期間」を「第六十七條第四項」に改め、同項第一号及び第二号中「第六十七條第二項」を「第六十七條第四項」に改め、同項第五号中「出願が」の下に「第六十七條の五第四項において準用する」を加え、同条第二項中「特許権の存続期間」を「第六十七條第四項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の査定があつたときは、延長登録をする。